

特定個人情報保護評価に関する規則の考え方（案）

【基本的な考え方】

- 委員会規則は法規命令であり、法規命令として定める事項は国民の権利義務の内容（委任命令）と、その内容を実現する手続（執行命令）の二種類に分かれるところ。
- したがって、特定個人情報保護評価に関する委員会規則においては、委員会にて現在議論いただいている 指針案の内容のうち、番号法上個別に委員会規則に委任されている事項及び特定個人情報保護評価における重要な手続として、下記の事項について規定することとしてはどうか。

【規則に規定する内容（案）】

- 番号法の規定により委員会規則に委任されている事項
 - 適用除外（27条1項柱書A）
 - ◇ 適用除外（手作業ファイル、千人未満のファイル等）
 - ◇ 基礎項目評価書を公表したもの（基礎項目評価のみで足りるものに限る。）
 - ◇ 重点項目評価書を公表したもの（重点項目評価のみで足りるものに限る。）
 - ◇ 地方公共団体等が評価書（全項目評価書）を公表したもの
 - 評価書の作成・公示等の方法等（27条1項柱書B）
 - ◇ 公示の時期（システム開発前に行うこと）
 - ◇ 非公表とすることのできる評価書・項目
 - 重要な変更（27条1項柱書C・27条2項B）
 - ◇ 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの
 - その他の評価書記載項目（27条1項7号）
 - ◇ 特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益に影響を及ぼす可能性のある要因の詳細
- その他重要な手続
 - 評価書の提出に併せて特定個人情報保護評価計画書を提出すること
 - 重大事故が発生した場合は基礎項目評価書を改めて提出・公表すること
 - 少なくとも1年に1回は見直しを行うよう努め、重要な変更にあたらぬ変更が生じた場合は速やかに評価書の修正・提出・公表を行うこと
 - 重大事故発生又は見直しを機にしきい値判断の結果が変わった場合は、その結果に応じ、重点項目評価又は全項目評価を実施すること
 - 指針で定めるところにより、一定期間経過ごとに特定個人情報保護評価を再実施するよう努めること

特定個人情報保護評価に関する規則（仮称）の構成

条	委任規定	題名	
1	—	特定個人情報保護評価	特定個人情報保護評価は番号法、規則、指針に基づいて実施すること
2	—	定義	基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等
3	—	計画書の提出	機関毎に計画書を作成し、委員会へ提出すること
4	27 I 柱 A	適用除外	対象外（手作業ファイル、千人未満等）
			基礎項目評価書を公表したもののうち基礎項目評価のみで足りるもの
			重点項目評価書を公表したもののうち重点項目評価のみで足りるもの
			地方公共団体等が評価書（全項目評価書）を公表したもの
5		基礎項目評価	基礎項目評価書公表までの手続（委員会への提出・公表。事故発生時の再提出・再公表。）
6		重点項目評価	重点項目評価書公表までの手続（重点項目評価が必要となるものの基準、委員会への提出・公表、重要な変更時の再提出・再公表、事故発生時又は見直し時に基礎項目評価書を再公表した場合で、重点項目該当となった場合の重点項目評価書の提出・公表）
7		地方公共団体等の行う（全項目）評価書の公表	地方公共団体等の（全項目）評価の手続（全項目評価が必要となるものの基準、公示・第三者点検・公表、重要な変更時の再公示・再点検・再公表、事故発生時又は見直し時に基礎項目評価書を再公表した場合で、全項目該当となった場合の全項目評価書の提出・公表）
8	—	行政機関等の行う評価書の公表	行政機関等が事故発生時又は見直し時に基礎項目評価書を再公表した場合で、全項目該当となった場合の全項目評価書の提出・公表
9	27 I 柱 B	評価の時期	システム開発前に行うこと
10	27 I 柱 B	評価書の公示	評価書又は項目を非公表とすることのできる場合 ※他の規定に基づく「公表」にも準用
11	27 I 柱 C	重要な変更	評価書の再公示が必要となる重要な変更を「特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの」と定義
12	27 I ⑦	記載事項	その他の評価書記載項目として、「特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益に影響を及ぼす可能性のある要因の詳細」を規定
13	27 II B	重要な変更	評価書の再承認が必要となる重要な変更を 11 条と同様とする
14	—	評価書の公表	非公表とすることのできる評価書・項目について 10 条を準用
15	—	評価書の見直し	少なくとも 1 年ごとの評価書の見直しに努めること 重要な変更でない変更があった場合の再提出・再公表
16	—	再度の特定個人情報保護評価	指針で定めるところにより、一定期間経過ごとに再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めること

※「—」は番号法を実施するために定める内容と整理（番号法第 57 条参照）

(参照条文)

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑制することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の**特定個人情報保護委員会規則（27 I 柱A）**で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、**特定個人情報保護委員会規則（27 I 柱B）**で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、**特定個人情報保護委員会規則（27 I 柱C）**で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、**特定個人情報保護委員会規則**で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、**特定個人情報保護委員会規則（27 II A）**で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、**特定個人情報保護委員会規則（27 II B）**で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価

書を公表するものとする。

- 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。
- 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(規則の制定)

第五十七条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、特定個人情報保護委員会規則を制定することができる。